

相談（苦情）申し出窓口設置のご案内

社会福祉法第82条の規定により、明寿苑ではご利用者、ご家族様よりのご相談（苦情）に適切に対応する体制を整えております。
明寿苑におけるご相談（苦情）につきましては、解決責任者、受付担当者、相談（苦情）対応委員を置きご利用者、ご家族様からの相談（苦情）に対応いたします。

記

1. 相談（苦情）受付担当者	支援相談員 施設ケアマネジャー TEL 0947-45-3232	佐竹 幸喜 山口 達也	安永 明日香 和田 富美子
2. 相談（苦情）解決責任者	理事長 長原 隆紀		
3. 相談（苦情）対応委員会	各職種の代表で構成 看護主任・介護主任・管理栄養士・支援相談員・施設ケアマネジャー		

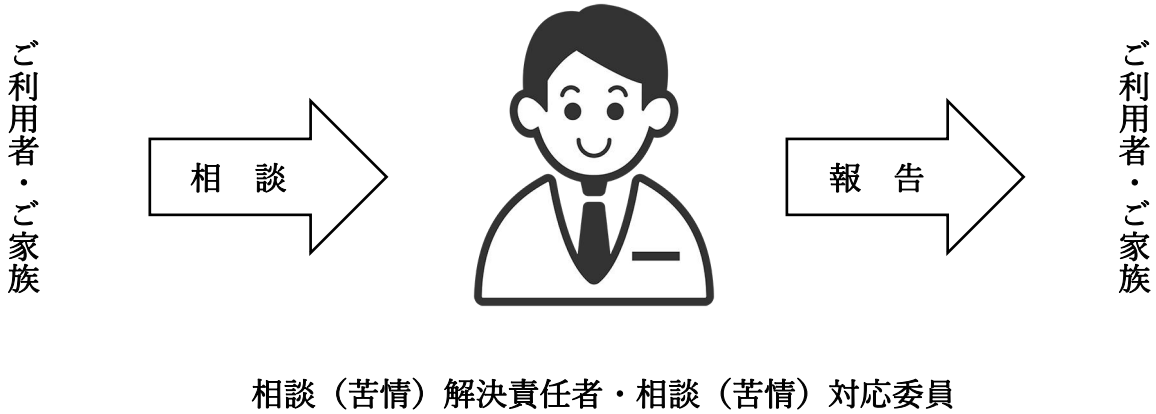
☆ 相談（苦情）受付の流れ

Q. 相談（苦情）がある場合は、どうしたらよいのですか？



- A. ・ 受付事務所が窓口となり、電話及び書面、メールなどにより随時受付をいたします。
・ 明寿苑内の正面玄関に投書箱を設置しておりますので、投書箱へ投函しても結構です。

Q. 受付られた相談（苦情）は、どのように報告、確認されるのですか？



- A. 受付担当者が相談（苦情）を受付後、解決責任者及び対応委員へ報告し、内容を確認した後、申し出人に対して受付けた旨を通知いたします。